

## 埼玉DXパートナー登録要領

### (趣旨・目的)

第1条 この制度は、埼玉県DX推進支援ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と共に、様々な知見や技術を有する事業者が連携・協力し、県内中小企業のDX促進を目指すことを目的とする。

### (パートナーの役割)

第2条 埼玉DXパートナー（以下、「DXパートナー」という。）の役割は次のとおりとする。

- (1) 県内中小企業のDXに資する情報、知見、技術の提供
- (2) 県内中小企業のDXの課題解決の支援
- (3) 支援状況の報告や支援事例の公表に関する協力

### (登録要件等)

第3条 次の各号に掲げる全ての要件に該当する者は、DXパートナーの登録申請をすることができる。

- (1) ネットワークの趣旨に賛同し、ネットワーク構成機関の施策・活動に協力できる法人又は個人事業主であること。
- (2) 中小企業のデジタル化やDXに資する情報、知見、技術を提供できること。
- (3) デジタル化又はDXの課題解決に関連する業務について3年以上の経験、または5件以上の支援や導入の実績を有すること。
- (4) 「埼玉DXパートナー登録申請書」（様式1-1）記載事項のウェブサイトでの掲載に同意すること。
- (5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）でないこと。また、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反及び公序良俗に反する行為がないこと。

### (登録申請等)

第4条 前条の登録申請は、「埼玉DXパートナー登録申請書」（様式1-1）を事務局に提出するものとする。

### (登録)

第5条 事務局は、前条の申請が、第3条の各号の全てに該当すると認めるときは、DXパートナーとして登録し、申請者に通知する。なお、事務局は必要に応じて申請者に対して聴取を行う。

(公表)

第6条 前条の登録をしたときは、DXパートナーの登録情報をネットワークホームページで公表するものとする。

(登録有効期間)

第7条 登録有効期間は、登録申請のあった年度末日までとする。なお、DXパートナーから当該年度の2月末日までに特段の申し出がない場合には、翌年度の登録を更新する。

(登録内容の変更等)

第8条 登録を受けた者が登録した内容を変更する場合は、「埼玉DXパートナー登録申請書」(様式1-1)により事務局に届け出るものとする。

2 登録を取り下げの場合は、「埼玉DXパートナー取下げ願い(様式1-2)」により事務局に届け出るものとする。

(登録の取消)

第9条 次の各号に該当する事由が生じたときは、事務局はDXパートナーの登録を取り消すことができる。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 第3条の登録要件を満たすことが困難になったとき。
- (3) 第4条及び第8条の登録申請書の申請内容及び誓約事項に虚偽があったとき。
- (4) DXパートナーの活動趣旨から逸脱していると認められたとき。

2 前項により登録を取り消された者は、登録が取り消されたことによって損害が生じた場合であっても、ネットワーク(事務局及び構成機関)はこれを賠償する一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 DXパートナーへの登録は、中小企業とのマッチングを約束するものではない。

2 DXパートナーは、ネットワークホームページを通じて問い合わせを受けた後に県内中小企業と初めて打ち合わせを行った際や、ネットワークにより紹介を受けて県内中小企業と初めて打合せ等を行った際は、事務局に報告を行うものとする。なお、中小企業から要望があった場合は事務局が打ち合わせに同席することができる。

3 DXパートナーと中小企業間の交渉や取引における過失や瑕疵、錯誤等のトラブルについて、ネットワークは責任を負わない。

4 事務局及び構成機関から、支援状況について経過報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

附則

この要領は、令和4年6月28日から施行する。